

## 【別記2-2】

### 電気料金の額の調整に係る特記仕様書

「盛岡市岩洞生活改善センターの管理運営に関する基本協定書」（以下「基本協定書」という。）第6条第4項に定める指定管理料の額の変更（以下「電気料金の調整」という。）については、本特記仕様書の定めによるものとします。

## 1 調整基準の設定

### (1) 調整基準値の設定

年度協定書において、指定管理者の電気料金単価について指定管理料上限額積算時からの変動の程度を把握するための基準となる値（以下「調整基準値」という。）を定めるものとします。

調整基準値は、原則として、指定管理料上限額における電気料金総額を、指定管理料上限額積算時に電気料金の算定に用いた想定使用料(kWh)で除して得られる額（円/kWh）とします。

ただし、この原則に基づいて調整基準値を定めることが困難な場合は、市と指定管理者で協議の上、妥当と判断される値を、調整基準値に充てることとします。

### (2) 基準範囲の設定

上記において定めた調整基準値を基に、基本協定書別記1「仕様書」中「第8 指定管理者と市のリスク分担」の定めにより指定管理者が負担する電気料金単価の変動範囲（以下「基準範囲」という。）の上限値と下限値を、年度協定書において定めるものとします。

上限値については原則として基準値の110%、下限値については原則として基準値の90%としますが、電気料金の使用状況を考慮し市と指定管理者で協議の上、上記と異なる値を定めることも差し支えないものとします。

## 2 調整の手順

### (1) 調整の実施についての判断

ア 指定管理者は、管理運営期間中の毎年度12月に、電気料金について、以下に定める期間の電気料金総額を実績使用量で除して、当該期間における平均電気料金単価を算出し、市へ通知することとします。

(ア) 管理運営期間の最初の年度 当該年度の4月から12月まで

(イ) 管理運営期間の2年度目から最終年度まで 当該年度の前年度の1月から当該年度の12月まで

イ 市は、通知を受けた指定管理者の平均電気料金単価のうち、年度協定書に定める基準範囲を超える変動分に相当する金額を算出します。

算出された金額に、指定管理料上限額積算時に電気料金の算定に用いた想定使用料(kWh)

## 【別記2-2】

を乗じて、調整の対象とする金額（以下「調整対象額」という。）を算出します。

- ウ 市及び指定管理者は、イにおいて算出した調整対象額を基に協議を行い、電気料金の調整を行う額を決定します（基準範囲の上限値を上回った場合は指定管理料の額を増額することについて、基準範囲の下限値を下回った場合については指定管理料の額を減額することについて、協議することとなります。）。
- エ 市及び指定管理者は、ウにおいて決定された額について、指定管理料の額の変更に係る手続きを原則として当該年度末までに完了させることとします。ただし、当該年度末までに手続きを完了させることが困難な場合は、市及び指定管理者で協議の上、別途手続きの完了期限を設定することとします。